

多様な就労機会を創り、 多様な地域ニーズに応じた事業を行う 労働者協同組合

厚生労働省 勤労者生活課
労働者協同組合業務室
室長 伏木 崇人

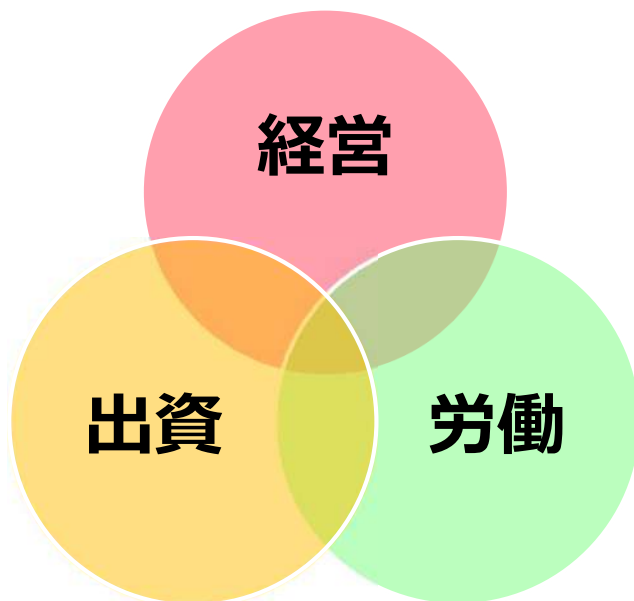
労働者協同組合の概要

「**労働者協同組合**」は、次の**3原則**からなる基本原理に従って事業が行われることを通じて、**持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする法人**です。

- ① 出資原則 : **組合員が出資すること**
 - ② 意見反映原則 : 事業を行うに当たり**組合員の意見が適切に反映されること**
 - ③ 事業従事原則 : **組合員が組合の行う事業に従事すること**
- ※ 労働者協同組合法は、全会一致の議員立法で成立し、令和2年12月に公布、**令和4年10月に施行**された。

【労働者協同組合のイメージ】

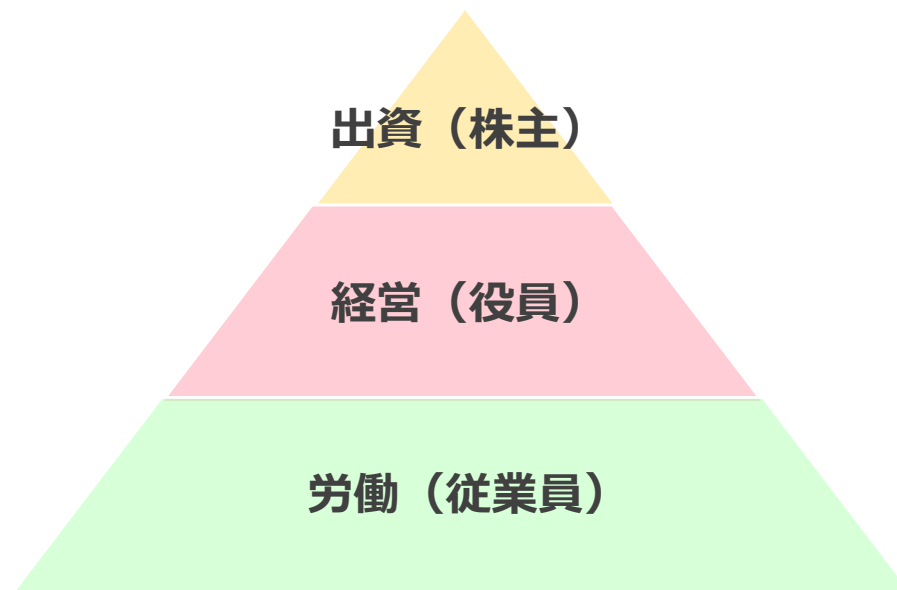
～出資・経営・労働が三位一体～



組合員が、出資し、
一人ひとりの意見を経営・事業運営に反映させ、
自ら事業に従事して働く仕組み

【株式会社のイメージ】

～出資・経営・労働が分離～

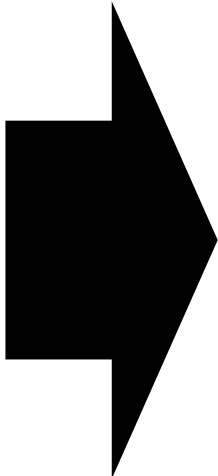


株主が出資し、
役員（経営者）が経営し、
会社に雇用された従業員（労働者）が働く仕組み

労働者協同組合法成立の背景と労働者協同組合に求められる役割

背景

- 我が国では、少子高齢化や人口減少が進む中、地域において、**高齢・障害・子ども・生活困窮等の幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要**とされています。
- こうした多様なニーズに応えようとする人々は、それぞれの考え方や働き方に応じ、NPOや企業組合といった法人格を活用し、又は任意団体として法人格を持たずに活動してきました。
- しかし、NPOでは出資という仕組みがなく、企業組合では営利法人とみなされる、任意団体では個人名義でしか契約できないなど、**従来の枠組みにはいずれも課題**がありました。
- このため、**出資が可能で、非営利性を確保しつつ収益事業を行うことができる新しい法人類型**が求められてきました。



令和2年12月、**労働者協同組合法**が
全会一致の議員立法により成立・公布（令和4年10月施行）

【ポイント】

- 労働者協同組合は、**多様な働き方や人材の活躍を実現し、地域の課題解決や価値創造をするための選択肢**の一つ。
- 各地域で様々な事業が展開され、我が国の地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されている。

労働者協同組合の設立・活動状況（概要）

令和8年9月1日時点で39都道府県に計198法人が存在しています。

- ※ 北海道、青森県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- ※ うち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は16法人

分野の例

※労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能

- | | |
|------------------|---------------|
| ・高齢者支援 | ・農産物の生産等 |
| ・子ども支援 | ・障害児・障害者支援 |
| ・店舗運営 | ・建設・土木・造園（緑化） |
| ・配送 | ・家事・清掃 |
| ・広告物や映像制作、イベント企画 | ・人事・コンサルタント業 |
| ・食品製造・販売 | ・キャンプ場経営等 |
| ・困りごと解決支援 | ・空き家管理 |

※ 地域の医療・介護・福祉、小売・物流に加え、見守りや家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと支援」といったエッセンシャルサービスを主要な事業とする組合が、全体の約7割を占めている。（令和8年5月1日時点）

設立方法の内訳

企業組合からの組織変更
→27法人
NPO法人からの組織変更
→15法人

組織変更

42

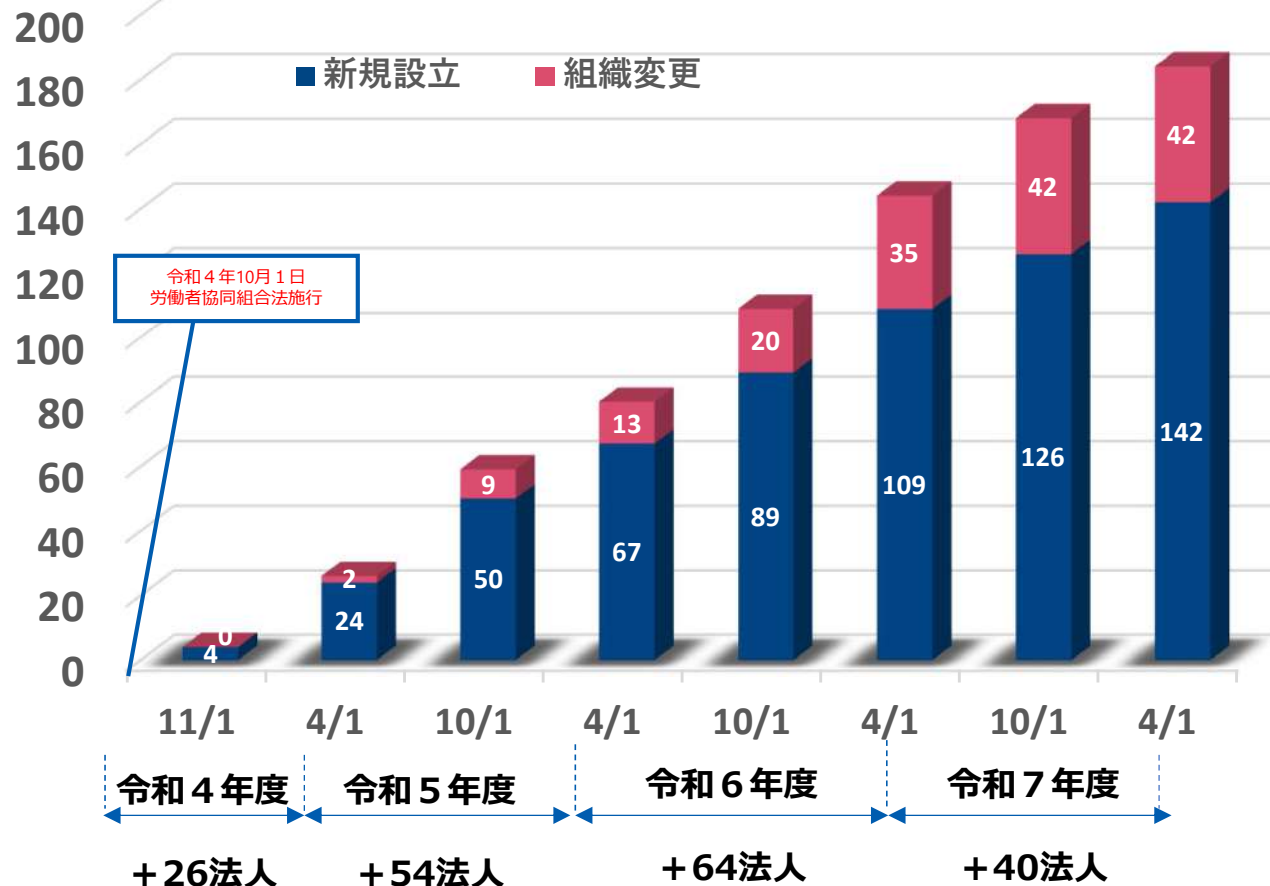
新規設立

156

※企業組合又はNPO法人から労働者協同組合への組織変更は、時限的措置として認められていたものであり、令和7年9月末をもって終了している。

（法人数）

労働者協同組合法人数推移



労働者協同組合の主な特徴

1 目的・事業

- ・**労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能**。 ※ 許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。
- ・組合員の経済的利益（働く場の確保や経営の合理化）を目的とする企業組合とは異なり、**持続可能で活力ある地域社会の実現が目的**。

2 出資原則

- ・出資を受けられず会費や寄付が中心のNPO法人とは異なり、**組合員が出資**。
- ・出資の偏りを防ぐため、**一人の組合員が持てる出資口数は全体の原則25%まで**。

3 意見反映原則

- ・株式数に応じて「一株一票」の株式会社とは異なり、出資口数に関わらず、**組合員には平等に一人一個の議決権**。
- ・組合員の意見反映方策の**定款への明記**と、意見反映方策の実施状況・結果の**総会報告が必要**。

4 事業従事原則

- ・構成員が個人又は法人であるNPO法人や株式会社とは異なり、**組合員は、個人のみ**。
- ・**総組合員数の5分の4以上が事業に従事し（5分の4要件）**、かつ、事業に従事する者の4分の3以上が組合員であること（4分の3要件）が必要。

5 剰余金の配当

- ・NPO法人（配当不可）や株式会社（出資配当）とは異なり、事業に従事した程度に応じて行う（**従事分量配当**）。
- ※ 利益の追求や収益事業を禁止するものではなく出資配当（出資額に応じた配当）を行わないという意味で、「営利を目的としてその事業を行ってはならない」（非営利）ことが法定

6 労働契約の締結

- ・組合と組合員（代表理事・監事等を除く。）との間で、**労働契約の締結が必要**。 ※ 組合員には、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令が適用
- ・労働契約を締結する組合員が、全組合員の過半数であることが必要。

7 設立要件・手続き

- ・10人以上が必要なNPO法人とは異なり、**3人以上で設立可能**。
- ・NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）とは異なり、**法令の要件を満たし登記をすれば、簡便に法人格を取得可能（準則主義）**。

他の法人類型と比較した労働者協同組合の特徴 ～社会性と事業性の両立～

労働者協同組合は、**社会性※1と事業性※2を両立**させつつ、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする法人。

※1 多様な就労機会の創出や地域ニーズの充足 ※2 事業収入による自立的運営

営利性 ↑ ↓ 非営利性	原則株式数に応じた配当	株式会社	社会・経済の持続的な発展
	出資配当	企業組合 ※年2割までの出資額に応じた配当。なお剰余があれば従事分量配当。	
	従事分量配当 ※事業に従事した程度に応じた配当	労働者協同組合 資本の多寡ではなく、個人の参加に基礎を置く、住民自治的・民主的な組織運営	
	配当不可	一般社団法人、NPO法人	

	株式会社	企業組合	労働者協同組合	一般社団法人	NPO法人
目的	営利	組合員の経済的地位の向上	持続可能で活力ある地域社会の実現	定款で規定	不特定多数の利益増進
事業	あらゆる事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業	労働者派遣事業以外	あらゆる事業	特定非営利活動（保健・医療・福祉等20分野）
出資	株主による出資	組合員による出資	組合員による出資	不可 ※経費・寄附・基金が中心	不可 ※会費・寄附が中心
議決権	1株1個	1人1個	1人1個	原則1人1個	原則1人1個
構成員の意見反映	一定の事項は株主総会で決議	一定の事項は総会で決議	・一定の事項は総会で議決 ・意見反映方策を定款に明記 ・意見反映方策の実施状況・結果を総会に報告	一定の事項は社員総会で決議	一定の事項は社員総会で決議
構成員	個人・法人	原則個人	個人	個人・法人	個人・法人
事業従事	—	組合員の1/2以上が従事 従事者の1/3以上が組合員	組合員の4/5以上が従事 従事者の3/4以上が組合員	—	—
剰余金の配当	原則株式数に応じた配当	・年2割までの出資配当 ・なお剰余があれば従事分量配当	従事分量配当	不可	不可
構成員数	1人以上	4人以上	3人以上	2人以上 ※設立時	10人以上
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義

【参考】目的と協同性の観点からのマトリクス

目的 \ 協同性(事業従事原則)	あり	なし
公共的利益	労働者協同組合	NPO法人
経済的利益	企業組合	株式会社

令和8年度当初予算額 75百万円 (80百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

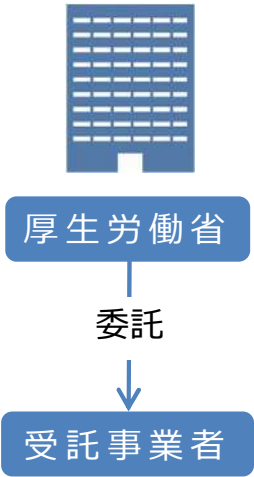
労働保険特別会計			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	約2/3			約1/3

1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
 - 令和8年度は、法施行から3年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な知見の情報提供・発信等を行う。
 - また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援するとともに、報告書に事業の成果等をまとめ全国展開を図る。
- ※ 労働者協同組合:令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事することを基本原理とする法人。

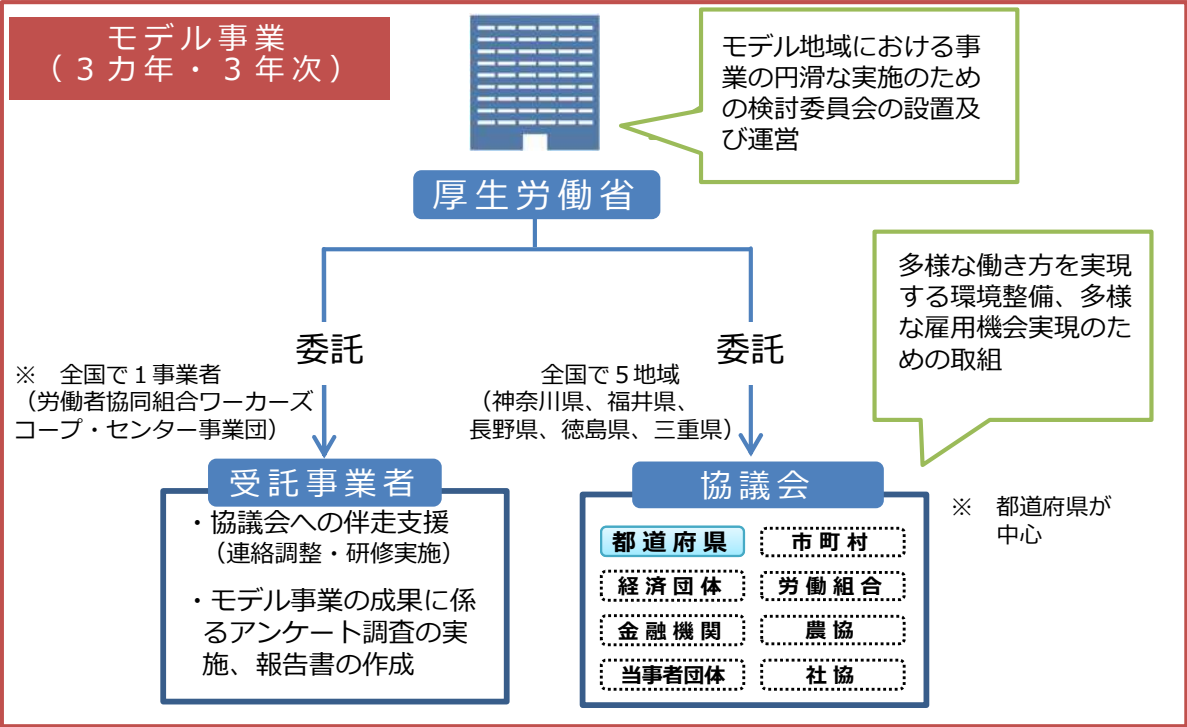
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援



普及啓発事業

- ・ 特設サイトの運営
- ・ 好事例動画・記事の作成・周知
- ・ メールマガジンの発行
- ・ オンラインセミナー 等



普及啓発事業の主な取組

- 特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」において、好事例動画（20本超）・記事（30本超）、Q & A、基礎的パンフレット等を掲載
- メールマガジン「ろうきょうマガジン」による最新トピックの定期配信
- 注目テーマごとのオンラインセミナーの開催（毎回約200名参加）
- 労協の運営に関係する主な支援制度を整理した「労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット」の作成（令和7年10月）
（厚生労働省の助成金、中小企業庁の補助金・よろず支援拠点、日本政策金融公庫及び福祉医療機構の融資施策）
- 労協の「設立から運営まで」を体系的に整理した手引書「ろうきょうガイドブック」の作成（令和8年2月）



好事例の動画・記事

労働者協同組合の活動事例



労働者協同組合はんしんワーカーズコープ（令和5年4月設立）

2023年3月28日

はたらくをもっと楽しく、共創する地域を目指して兵庫県神戸市の南の端、阪神工業地帯の少し北にある阪神駅西側近くの商店街に、様々な事業を行う団体があります。設立は2014年。同じ職場で働いていた7人のメンバーで立ち上げ（注）。

続きを読む



労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 仙台地域福祉事業所けやきの社（令和5年4月設立）

2023年3月15日

こどもたちをまんなかに、地域のみんながふれあう交流広場「仙台地域福祉事業所けやきの社」は、2009年4月に開所し、今年で14年目。主に仙台市からの指定管理事業を行っています。現在は、児童館8部、子育てひろば1部、視覚障害者1箇所、中高生の居場所の運営を行っています。〔注〕

続きを読む



CampingSpecialist労働者協同組合（令和4年10月設立）

2023年3月25日

CampingSpecialist労働者協同組合は、キャンプ場の運営や野外活動を通じて、荒れ地を「持続可能な愛される土地」に、「多様な仕事が生まれること」で、着々中の人材（人材）に価値を創り出すことを目指して活動しています。2021年に当初NPO法人として。〔注〕

続きを読む

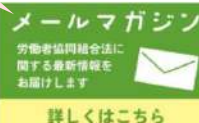
主な情報提供資料

- パンフレット「知ろう はじめよう ろうきょう」
- リーフレット「成立の届出が必要です」
- 労働者協同組合法に係る手引き
- 労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット
- ろうきょうガイドブック

ろうきょうマガジン 登録はこちらから！

労協に関する制度情報、好事例、セミナー情報等を定期的に配信しています。

特設サイトの更新情報やセミナー情報等を見逃さないためにも、まずはお気軽にご登録ください。



「ろうきょうガイドブック」の公表（令和 8 年 2 月）

厚生労働省において、労働者協同組合の「設立から運営まで」を一冊で体系的に整理した手引書を作成しました。



★厚生労働省HP及び特設サイトにて公開
→https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

「ろうきょうガイドブック」の目次

1、労働者協同組合という働き方

1-1 労働者協同組合でできること

ー出資・意見反映・事業従事の三位一体を基本原理とした主体的な働き方

1-2 労働者協同組合だからできることー他の法人類型との比較

2、労働者協同組合を設立しよう

2-1 最初に決めるべきことは？

2-1-1 設立の基本項目を話し合う

2-1-2 なぜ設立するのか？何の事業を行うか？設立趣意書の作成

2-1-3 誰と一緒にやるのか？誰が何を担うのか

2-1-4 出資金はどれぐらい必要？出資金の目安

2-2 事業のルールを知ろう～労働者協同組合でできること、できないこと

2-3 事業計画のポイント～事業計画の作成～

2-4 収支計画のポイント～収支計画の作成～

2-5 設立に必要な手続や書類

2-6 定款作成時のポイント

3、労働者協同組合を運営しよう

3-1 3つの原理に則る運営

3-1-1 出資・意見反映・事業への従事

3-1-2 組合員の権利と責務・義務

3-2 労働者協同組合の各機関の役割と運営(総会・理事会・監査)

3-3 労働者協同組合の労務管理

3-4 コンプライアンスについて

3-5 設立後の運営について～持続可能な運営を行うためのポイント～

3-6 事業年度終了後の手続について

3-7 労働者協同組合の解散について

4、特定労働者協同組合について

5、各種チェックリスト

チェックリスト①設立時に各段階で行う事項と必要な書類

チェックリスト②設立後の実務と必要書類

チェックリスト③労務管理、コンプライアンス

令和8年度 労働者協同組合に係るオンラインセミナー（全4回）

労働者協同組合で実現する地域課題の解決と多様な働き方をテーマとしたセミナーを開催します。ぜひご参加ください！！

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第1回
第2回
第3回
第4回

ろうきょうオンラインセミナー

地域の暮らしを支える 新たな選択肢

～労働者協同組合で広がる小規模多機能モデル～

日時
11/11水
14:00-16:00

2022年10月からスタートした新しい法人制度「労働者協同組合（ろうきょう）」を活用した、自分らしい働き方、地域づくりが広がっています。

プログラム

- ① 労働者協同組合の概要
伏木 崇人（厚生労働省 雇用環境・均等局労働者生活課 労働者協同組合業務室長）
- ② エッセンシャルサービス産業政策の概要
中野 剛志（経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策統括調整官）
- ③ 基調講演
菰田 レエ也（鳥取大学地域学部 准教授）
「地域の暮らしを支える新たな選択肢
～労働者協同組合で広がる小規模多機能モデル～」
- ④ 事例紹介
・労働者協同組合スキマブレイヤーズ（島根県出雲市）
・労働者協同組合ヤマコープ（長野県山ノ内町）
- ⑤ パネルディスカッション
2つの事例の取組みを
パネルディスカッションで深めます

【お知らせ】
 ● Zoom ウェビナーを使用したセミナーとなります。
 ● プログラムは一部変更となる場合がございます。

オンライン開催
参加無料
※事前申込制



お申し込みはこちらから▶▶▶
特設サイトよりお申し込みください。
https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202303



主催：厚生労働省
協力：日本労働者協同組合連合会、ワークス・コレクティブ労働者協同組合連合会

開催スケジュール（全4回）

- | | |
|---|--|
| 1 | <p>令和8年7月16日（木）14時00分～16時00分</p> <p>「誰かを支えながら自分も働く地域共生社会」
～労働者協同組合で広がる 介護・障害・子ども支援～</p> |
| 2 | <p>令和8年9月12日（土）14時00分～16時00分</p> <p>「地域の課題解決と事業の承継・創出」
～労働者協同組合でつなぐ地域の仕事～</p> |
| 3 | <p>令和8年11月11日（水）14時00分～16時00分</p> <p>「地域の暮らしを支える新たな選択肢」
～労働者協同組合で広がる小規模多機能モデル～</p> |
| 4 | <p>令和9年1月16日（土）14時00分～16時00分</p> <p>「ミドル・シニアの活躍 多様な働き方」
～労働者協同組合で働きがい向上～</p> |

参加申込みはこちら！！

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum>



労働者協同組合活用促進モデル事業（令和6～8年度）について

実施地域	神奈川県	福井県	長野県	三重県	徳島県
主な取組	周知広報	設立支援	就労支援	準備支援	
	HP、SNS ちらし、メール フォーラム	相談窓口 伴走支援 ワークショップ・講習会	相談窓口 マッチング支援 面接会	職場見学 職場体験 職場実習・研修	
成果	モデル事業を通じて設立済みの労働者協同組合 11法人 ※さらに1法人が設立予定 ー食品製造・販売（4：食品販売、弁当・総菜の製造・販売等）、子ども支援（3：放課後等デイサービス等）、高齢者支援（2：食・栄養支援等）、困りごと解決支援（1：公共ライドシェア）、配送（1：食品・日用品配送）、農産物の生産等（1：イチゴ生産・販売） ※カッコ内の数値は法人数				
効果的な取組例	○ 市町村や地域関係者（労福協、労働金庫、農協等）との連携（周知・協力依頼、都道府県の協議会の構成員への参加促進等） ○ 庁内関係部局（地域づくり、福祉、農業等）との連携（周知協力依頼等） ○ 映画上映会、マスメディア（ラジオ等）やSNSの活用 ○ 大学との連携（寄付講座を設置し、労働者協同組合の活動紹介等）				
主な課題	○ 認知・関心不足（集客困難等） ○ 市町村ごとの温度差 ○ 経営支援のノウハウ不足	必要な 対策等	○ 国の特設サイト充実等（社会性と事業性を両立した労協可視化、エビデンス蓄積等） ○ 市町村や地域関係者との連携を実現している協議会の取組の横展開 ○ 支援策リーフレット（よろず支援拠点を含む。）等の周知・案内		

市町村の取組事例（広島県広島市：平成26年度～）

【市の概要】

人口：1,170,275人 世帯数：585,426世帯 高齢化率：26.6%

（R7.3末時点 広島市住民基本台帳データより）

現状・課題

- ・ 少子高齢化や転出超過の進行に伴い、地域の活力低下や担い手不足が課題。
- ・ 持続可能な社会の実現のためには、働く人それぞれの個性に合った多様な働き方を実現していくことが必要。

【広島市「協同労働」促進事業】

「協同労働」の仕組みを活用して、地域課題に取り組む意欲のある高齢者を中心とした協同労働団体の立ち上げを支援（平成26年度～）

⇒ 構成員のうち半数が60歳以上という年齢要件を撤廃（令和4年度～）

伴走型支援

協同労働 支援センター事業

- ・ 広島市シルバー・協同労働センターから、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団へ委託
- ・ 経験豊富なコーディネーターが事業の立ち上げから、その後の運営までの伴走型支援を実施

補助金交付

「協同労働」 個別プロジェクト 立ち上げ支援事業

- ・ 協同労働支援センターの支援を受け、具体的な事業化の目途が立った団体を対象に、外部有識者による評価（事業可能性検討会議〈年2回開催〉）等を行った後、認定された団体に補助金を交付
- ・ 立ち上げに要する経費に補助金「補助率1/2（上限100万円）」を交付
- ・ 概算払いで支給し、翌年度の5月までに精算処理

現在35の協同労働団体が活動中

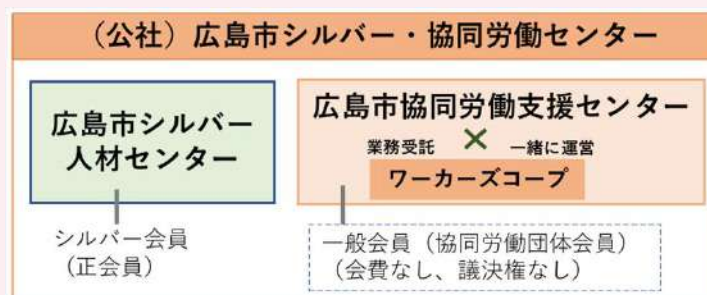
（うち1つが労働者協同組合）

事業内容

困りごと支援	22
サロン	18
農業	6
食	4
町内会等連携活動	7
子どもの居場所、学習支援	2
フリーマーケット運営	1
スポーツクラブ運営	1

★広島市協同労働支援センターについて★

- ・ 令和7年度より、シルバー人材センターと統合。
- ・ 統合の効果は以下のとおり。
 - ①両センター相互の会員数、団体数の増加
 - ②シルバー人材センター、協同労働団体の就業機会拡大
 - ③団体の人材育成、業務拡大、リスク低減、安定性・信頼性向上（シルバー人材センターが開催する研修・講習会の活用）
 - ④両センターそれぞれが持つ利用者からの声・ニーズ、地域課題を共有



（※）地域運営組織（RMO）との関係
「ひろしまLMO」として、全小学区での地域運営組織の設立を推進。一部のLMOでは、協同労働団体が参加し、事業の一部を担う。

（出典）広島市資料を元に厚生労働省にて作成

市町村の取組事例（京都府京丹後市：令和3年度～）

【市の概要】

立地：京都府の最北端 人口：50,864人 世帯数：20,138世帯 高齢化率：35.3%

（R2国勢調査）

現状・課題

- 人口減少・高齢化の進展により、限界集落の数は直近10年で3倍に。
- 行政区の機能低下により、地域活動が継続できないおそれ。
- 民業の撤退により、買い物や移動の困難、空き家の増加などの多様な地域課題が顕在化。

【地域振興の方針】

行政区の活動を下支えしつつ、地域が自ら課題を解決できる仕組みづくりを支援

守る

行政区の活動支援

課題
解決

新たな地域コミュニティ

稼ぐ

地域活動の事業化

協同労働による地域づくりの推進
(事業化による雇用創出・活動の持続性)

労働者協同組合
TANGO CREW'S

Step1

市民等対象の
研修会・相談会
(R3年度～)

Step2

相談窓口の設置
(R4年度～)

Step3

R5・6年度：設立支援コーディネーター
R5年度～：運営支援補助（補助率1/2、上限30万円（最大3年間））

労
協
設
立

（出典）R6.7.12市町村セミナーでの京丹後市資料を元に厚生労働省にて作成

市町村の取組（茨城県つくば市：令和5年度～）

【市の概要】

人口：258,951人 世帯数：120,200世帯

（R7.4.1時点 つくば市住民基本台帳データより）

現状・課題

- ・ 中心部は人口増加傾向だが、周辺地域では高齢化率が上昇しており、地域間のギャップが存在している。
- ・ NPO法人や市民団体の数が多く、地域に根付いた活発な市民活動を行う素地が養われている。

格差を生まずに地域に必要なサービスを地域の人たちと一緒に
どうつくっていくかということを考えていく

労働者協同組合の活用によって多様な働き方により持続可能で活力ある地域づくりを目指す



つくば市における労働者協同組合へのサポート

労働者協同組合に関する 相談窓口の設置

労働者協同組合の設立・運営
等に関する相談窓口を隔週1
回で設置

労働者協同組合セミナーの実施

制度や事例等を紹介するセミナーの実施

（開催実績）

令和7年度：全10回延べ89名参加
令和6年度：全8回延べ88名参加
令和5年度：全16回延べ129名参加

労働者協同組合運営費 補助金

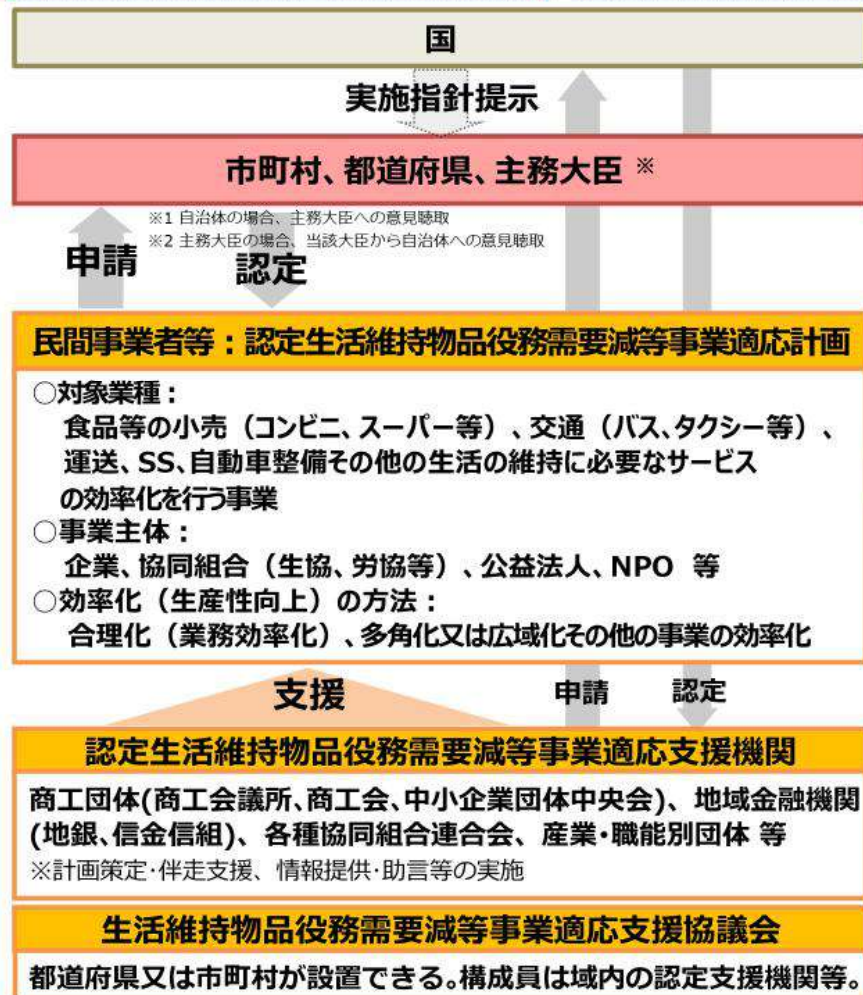
最初に交付を受けた年度を含め
て5年度間のうち3回、毎年度
60万円を限度として、人件費、
報償費などの補助対象経費の1/2
までを補助

（出典）つくば市資料を元に厚生労働省にて作成

改正産業競争力強化法（令和8年6月5日公布）について①

「生活維持物品役務需要減等事業適応計画」の制度概要

- 事業者によるエッセンシャルサービス供給事業の持続性確保に資する事業運営の効率化に取り組む事業計画の認定制度を創設し、エッセンシャルサービスの公共的意義を制度的に位置づけて社会的認知を向上させるとともに、認定事業者に対し、資金供給の円滑化のための金融支援等を措置。あわせて、エッセンシャルサービス供給事業者の伴走支援を行う支援機関の認定制度を創設。
- 法律の施行期日は公布後6月以内。実施指針は法律の施行までに策定。



法律に基づく措置
①金融支援措置
・信用補完制度（信用保証・信用保険）による特例 ・中小企業投資育成株式会社による株式引受け等の特例 ・日本政策金融公庫等による特別利率による制度融資の特例 ・中小企業基盤整備機構による債務保証 ・食品等持続的供給推進機構による債務保証等
②事業円滑化に係る措置
・事業承継等における特定許認可等に基づく地位の承継 ・地方公務員が事業計画へ参画する場合の兼業許可権者との事前協議 ・生協の員外利用許可と事業計画の認定手続のワンストップ化 ・補助金適化法に基づく財産処分の承認手続の簡素化 ・中小企業基盤整備機構による情報提供その他の協力（講習会等の実施）
③組織変更等に係る措置
・事業協同組合等の設立要件の緩和（必要な発起人数を4人以上から3人以上に引下げ） ・免責的債務引受けを伴う事業譲渡における被承継会社の債権者保護手続の簡素化 ※労協を譲受人とする場合も含む（ワーカーズバイアウト） ・労働者協同組合の組織変更の円滑化（株式会社への組織変更を可能に）

改正産業競争力強化法（令和8年6月5日公布）について②

認定ES労働者協同組合に対する支援措置

地域のエッセンシャルサービス（ES）を供給する事業主体として、労働者協同組合（労協）が担う役割は大きい。ESの供給の持続性を確保するために事業の効率化に取り組む、改正産業競争力強化法に基づく生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定を受けた労協に対して、金融支援等の支援措置を講ずる。

【金融支援（資金供給の円滑化）】

認定生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な資金について、信用保証、低利融資、債務保証を受けることができる。

①信用保証協会による信用保証

	付保限度額	保険料率
普通保険	2億円	0.41%
無担保保険	8,000万円	0.41%
特別小口保険	2,000万円	0.19%

※認定により上記の付保枠を創設するもの（特定事業者等と異なり一般枠はない）。
※中小機構による債務保証（保証割合50%）の活用も可能。食品販売業者等については別途食料システム機構による同旨の債務保証あり

②日本政策金融公庫等による特別利率による低利融資（国民生活事業）

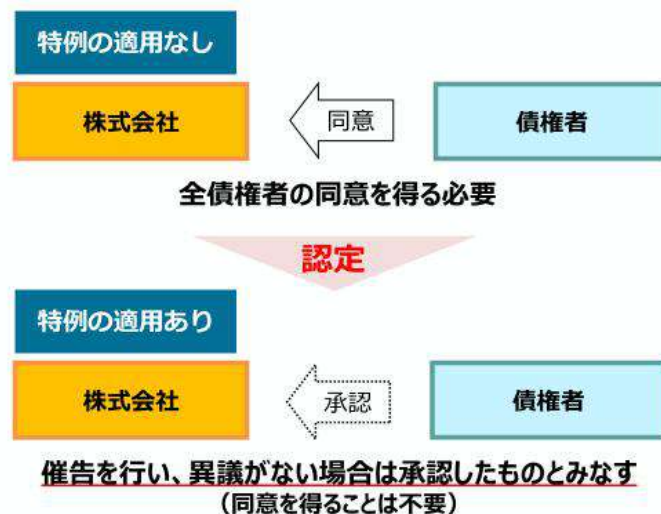
	国民生活事業
資金用途	設備資金・運転資金
貸付限度	7,200万円
貸付利率	基準利率▲0.90%

※ 中小企業事業は対象外。

注）対象となる認定労協は、その事業の従事者の数が、卸売業では400人以下、小売業・サービス業300人以下のものに限る（特定事業者等と同様の要件）。

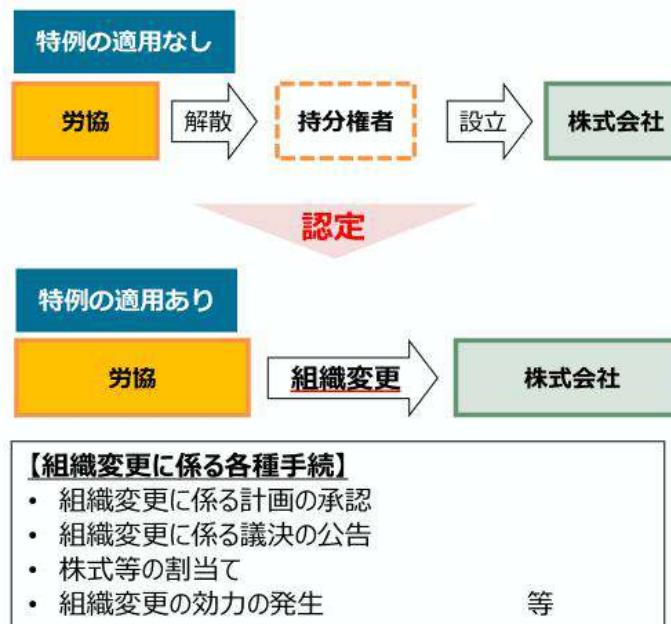
【ワークスバイアウトの円滑化】

事業主体の法人形態を株式会社から労協に変更しようとする場合において、株式会社から新設の労協に対する事業譲渡（ワークスバイアウト）を行う際、
①事業承継に伴う資産・株式等の必要資金を金融機関等から借り入れる場合、信用保証協会による信用保証等、左の金融支援を受けることができる。
②免責的債務引受けに係る当該株式会社の債権者保護手続を簡略化できる。（下図）



【労協から株式会社への組織変更】

労協の解散及び株式会社の新設の手続によらず、法人格の同一性を維持したまま、組織変更により、株式会社になることができる。



令和9年度概算要求額 87百万円（75百万円）（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	約2/3			約1/3

1 事業の目的

- 少子高齢化・人口減少の進行により、地域におけるエッセンシャルサービス等の担い手不足が深刻化し、地域社会の維持・発展が課題となっている中、地域住民等が主体となって多様な就労機会を創出しつつ地域課題の解決に取り組む労協は、エッセンシャルサービス等の担い手としても期待が高まっており、労協の数も着実に増加している。
- 他方、労協の認知度や設立数はいまだ限定的である。労協は地域や組合員の状況等に応じて多様な事業ができる一方で、その特徴や価値が十分に理解されにくく、労協における「社会性」（多様な就労機会の創出や地域ニーズの充足）と「事業性」（事業収入による自立的運営）の発揮状況や有力な事業モデルが十分に可視化されていない。
- このため、全国の労協の好事例の紹介や設立・運営に有効な知見の発信を行うことに加え、労協に関する情報の集積・分析・可視化を強化するとともに、地域ニーズの充足と事業収入による自立的運営を両立しつつ、多様な就労機会を創出する労協の有力な事業モデルを分析・確立し、その成果の全国展開を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

労働者協同組合普及啓発・情報可視化事業



厚生労働省

委託

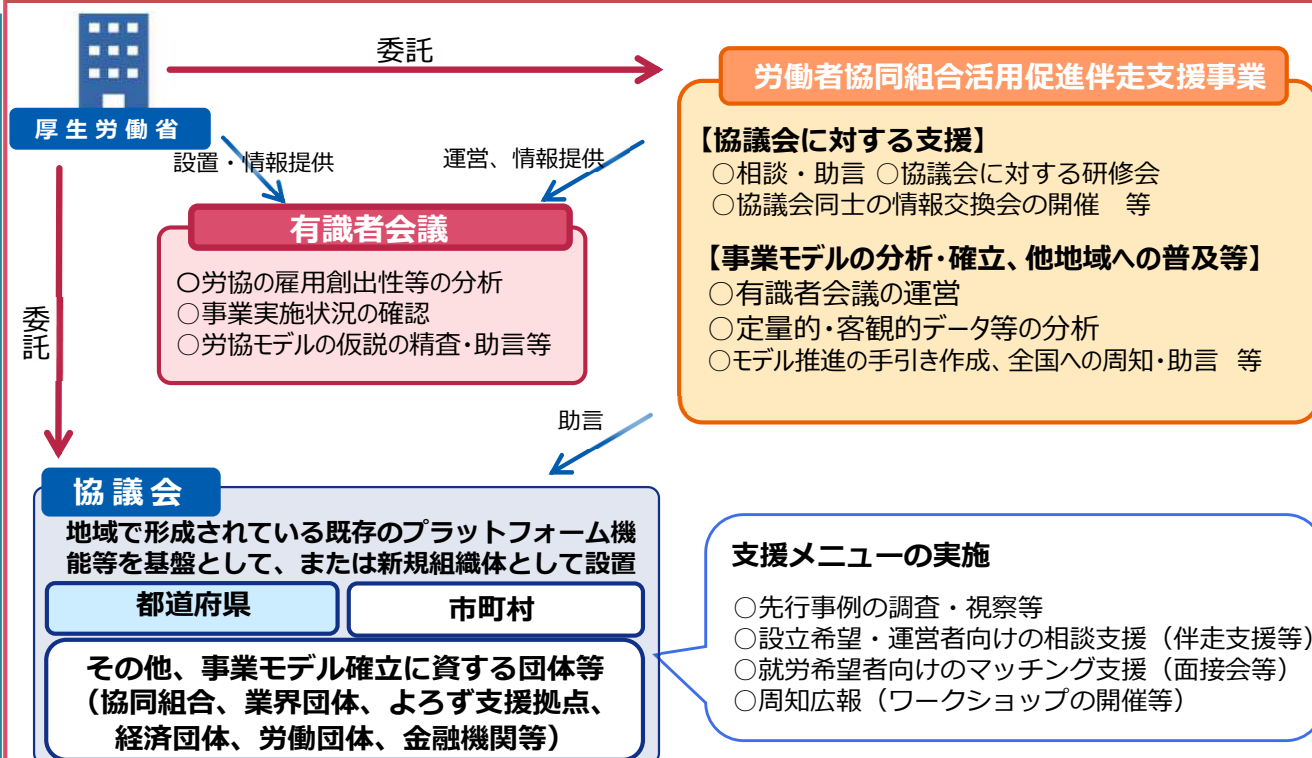
受託事業者

- 特設サイトの運営
「知りたい！労働者協同組合法」
- ・好事例動画・記事の作成
- 【拡充】**・各自治体の施策内容・実施状況等
- ・各労協の事業内容・実施状況等
- メールマガジンの発行
「ろうきょうマガジン」
- オンラインセミナー

【事業実績（オンラインセミナー、令和7年度）】

- ・5回開催、参加申込者数平均362人／回
- ・参加者アンケートで「理解が深まった（非常によく＋よく）」90.8%

労働者協同組合活用促進事業（国庫債務負担行為3カ年・1年次）



※ 都道府県を必ず含み、全国で10地域程度【拡充】

参考資料

労働者協同組合の2つの意義と具体例

①多様な就労機会の創出

○多様な働き方

- ・テレワーク等、仕事と生活・家庭を両立できる働き方
- ・シニア・ミドル世代のセカンドキャリア
- ・副業・兼業
- ・フリーランス

栄町（労協）（沖縄県）
（労協）上田（長野県）
（労協）キフト（神奈川県）、YURAMEKI（労協）（愛知県）
（労協）こども編集部（兵庫県）

○多様な人材の活躍

- ・多様な背景（引きこもり・不登校経験等）
- ・多様な個性・特性（障害・難病等）
- ・多様な価値観や思い・こだわり（ケアワーカー等）

（労協）創造集団440Hz（東京都）
（労協）ワーカーズコープ・センター事業団 森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房（埼玉県）
（労協）うつわ（大阪府）、（労協）あるく（熊本県）

②多様な地域ニーズに応じた事業実施

○地域のエッセンシャルサービスの供給

- ・地域の医療・福祉（高齢・障害・子ども・生活困窮関係）
- ・小売・物流・交通等
- ・見守り、家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと」支援

（労協）ワーカーズコープちば（千葉県）、（労協）はんしんワーカーズコープ（兵庫県）、
エイトバードカンパニー（労協）（東京都）、（労協）法人ほっと会（静岡県）、
（労協）コトノワ（熊本県）
（労協）ワーカーズ・コレクティブ・キャリア（神奈川県）
（労協）うなん（島根県）、東白川村（労協）（岐阜県）

○その他、地域の課題解決や価値創造

- ・荒廃した山林原野の再整備やキャンプ場経営
- ・休耕地・耕作放棄地の再生
- ・農産物の生産・加工・販売・ブランド化

CampingSpecialist（労協）（三重県）
つくば（労協）（茨城県）
（労協）パンプアップせきかわ（新潟県）

【参考】労働者協同組合法（令和2年法律第78号）

（目的）

第一条 この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、**多様な就労の機会を創出**
することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ・キャリア（神奈川県） （令和5年1月組織変更）

- ・神奈川県横浜市を中心に、県内9か所のブランチ（支所）で、主に「生活クラブ神奈川」の商品宅配業務を受託し事業を行っている団体。
- ・200人を超える組合員の7割以上が女性で、約3割が高齢者。20代前半から70歳近い人まであらゆる世代の組合員が所属している。組合員のバックグラウンドも様々で、子育て中の人や、他の企業を定年退職した人、社会で働くことが難しかった人など、あらゆる人材が生き生きと活躍。子育て中の組合員は、各ブランチに完備された託児所に無料で子どもを預けることができ、安心して働ける。
- ・シフトはスタッフ同士で話し合って決めており、週5日、午前・午後の2便をフルタイムで担当する者から、子育ての合間に週に数日1便だけ担当する者もあり、それぞれのライフスタイルに合わせた働き方を選択できる。
- ・現場の意思決定の場である「ブランチミーティング」では、気軽に質問できる雰囲気づくりや世代・勤続年数に関係なく平等に話し合うことなどを大事にしている。
- ・宅配業務を行う中で、地域のご家庭を訪問すると地域の様々な課題が見えてくる。そんな宅配現場の声を踏まえて、就労困難な若者の働き場として誕生した、家の整理や片付け等を行う事業「はっぴー&キャリア」の運営や、地域の居場所や働く場を運営する「コモンズステーション」の運営も行い、宅配業務に限らず、地域の課題にも向き合う事業を行っている。



労働者協同組合うなん（島根県）（令和6年2月設立）

➤ 設立年月 2024年2月

➤ 業種・事業内容 公衆浴場業、サービス業（地域の困りごと支援）、農業サービス業等

➤ 組合員数（年齢構成） 総数43人（40代～80代、特に65歳以上28人）

➤ 資産 350万円 売上高 1,600万円 収支 +130万円（2025.3月末時点）

➤ 施設・設備等：延床100㎡、事務は賃貸

➤ 沿革・経緯

- ・ 小規模多機能自治を推進する島根県雲南市において、2006年、地域自主組織「躍動と安らぎの里づくり鍋山」（躍動鍋山）を任意団体として設立。

- ・ 事業性が高く、地域内外で広く推進すべき事業を切り離し、2024年に労協を設立。

➤ 特徴

（多様な就労機会の創出の観点）

- ・ 草刈りや除雪から温泉施設運営まで、幅広い仕事を組み合わせる**多能工型の就労機会**を提供。

- ・ 高齢者だけでなく、子育て世代を含む住民も、それぞれのライフスタイルやスキルに応じて参画。

（多様な地域ニーズの充足の観点）

- ・ 高齢化が進む地域で、暮らしの困りごと支援（草刈、除雪、立木伐採、家の片付け等）、移動支援、水道検針等、生活インフラを包括的に担い、「最期まで安心して暮らせる地域づくり」に貢献。

- ・ 利用料によるサービスだけでなく、行政の指定管理（温泉施設運営等）や**農村RMO**（農林水産省推進の地域運営組織）との連携（農地管理業務受託）等、多様な事業形態を展開。

- ・ 地域の多様で高度なニーズに応えながら、事業の領域を年々広げ、専門的かつ総合的に発展。



※情報は2025年9月末時点

東白川村労働者協同組合（岐阜県）（令和5年4月設立）

- 岐阜県加茂郡東白川村を中心としたエリアで、今までは自分でできていたが、高齢となりできなくなった、そんな「地域の困りごと」を少しでも解消したいと設立。
- 草刈り、茶畑の管理代行を軸に事業を行っており、今後は生活支援・移動支援、家の片付け、空き家の管理などにも事業を広げる予定。
- メンバーは、東京からの移住者でITプログラマー、元地域おこし協力隊として同様に東京からの移住者で現在喫茶店を経営している方、地元会社で経理を担当している地元出身の方など多様な人々が集まっている。
- 本格的に検討している今後の活動は移動支援。村では交通空白地として福祉運送を行っているが、対象が要介護認定者に限定され、元気な高齢者向けのサービスがない。そのため、**公共交通空白地有償運送というスキームで移動支援事業を計画中。**
- この活動を通じて、東白川村が、移住しやすい、仕事のしやすい場所だと多くの人に知ってもらい、東白川村やその周辺の地域で暮らす人たちがもっと増えることを願っているそうだ。



Camping Specialist 労働者協同組合（三重県） （令和4年10月設立）

- 三重県四日市市で、放置された荒廃山林を整備し、キャンプ場を経営。
- きっかけは、「四日市は31万人のまちなのに、テントを張れるキャンプ場が一つもない。なんとかならないか。」という相談を四日市市議（現理事）が受けたこと。
- その後、本業を持つ仲間とともに、不法投棄が目立つ1万4千ヘクタールの市有地の山林・原野を借り、2年かけて木を1本ずつ切りながら山を開墾し、野営キャンプ場を立ち上げた。
- **令和2年にNPO法人を設立するも、出資とともに雇用契約を結ぶことで一定の責任を持ちながら皆で働く労働者協同組合に魅力を感じ、令和4年10月、NPOの法人格を残しつつ、労働者協同組合を設立。**
- 現在は、近隣の市町村から放置された荒廃山林の整備やキャンプ場経営を通じたまちおこしの相談が届いている。
- 今後、「キャンプ場×環境保全×自然観光×地域振興」というかけ算を、協同労働の仕組みとともに広げていきたいという。



つくば労働者協同組合（茨城県）（令和7年1月設立）

- ・ 米の生産・加工・販売や、休耕地・耕作放棄地の整備などを行う労働者協同組合。
- ・ つくば市内で長年稲作に携わってきた3名の兼業農家が、地域農業の高齢化と耕作放棄地の増加に危機感を抱き、引退を機に共同で課題解決に取り組むべく組合を設立。
- ・ 運営は極めてフラットで、SNSを活用した日常的な意見交換により迅速に意思決定を行っている。
- ・ 少人数ゆえに意見の調和がとれやすく、対等な立場で気軽に話し合える働き方が組合員の大きな魅力となっている。
- ・ つくば市からの各種サポート（※）を受けたことがスムーズな労働者協同組合の設立に繋がった。

※つくば市での労働者協同組合に対するサポート

- ・ 労働者協同組合運営費補助金
（最初に交付を受けた年度を含めて5年度間のうち3回、毎年度60万円を限度として、補助対象経費の1/2までを補助）
- ・ 労働者協同組合に関する相談窓口の設置
- ・ 労働者協同組合のセミナーの開催



つくば労働者協同組合で耕作を行っている水田



五十嵐つくば市長（右から2人目）と組合員
（写真提供 つくば市）

労働者協同組合パンプアップせきかわ（新潟県）（令和5年7月設立）

- 新潟県関川村で、かぼちゃ等の農産物の流通・加工・インターネット販売を実施。
- メンバーは、民間企業から出向中の関川村役場の職員、東京からの移住者である同役場の職員とその妻である地域おこし協力隊員及びロシア人AI系プログラマーの4名。**
- 関川村は県内でも有数の米産地であるが、お米だけではなく、他の作物も生産を進めようと、地域の農家と契約を結び、「甘旨（あまうま）」という、かぼちゃの生産を開始。
- 昨年8月の水害でかぼちゃの生産に大きな影響を受けたが、ペースト化してスイーツの加工を開始。今では、はちみつフィナンシェも加工し、県内外のスーパーへの販売ルート開拓に成功。これに伴い、生産農家も増加。
- 介護予防事業で集まる高齢者にかぼちゃをみがく作業を協力してもらうなど、他分野との連携も推進。
- メンバーは労働者協同組合は「平等、民主的で地域を元気にするにはよい制度」と語る。

